

行政法 平成 20 年度 問題 44

Xは、Y県内に産業廃棄物処理施設の設置を計画し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、Y県知事に対して設置許可を申請した。しかし、Y県知事は、同法所定の要件を満たさないとして、申請に対し拒否処分をした。これを不服としたXは、施設の設置を可能とするため、これに対する訴訟の提起を検討している。Xは、誰を被告として、いかなる種類の訴訟を提起すべきか。40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解説

第1 問題文の検討

本問の事案で、Xは、設置許可を求めて申請をしたものの、申請拒否処分をされている。また、申請拒否処分をされたことについて、Xはこれを不服としており、「施設の設置を可能とするため、これ（申請拒否処分）に対する訴訟の提起を検討しており、このような場合において、「Xは、誰を被告として、いかなる種類の訴訟を提起すべきか。」が問われている。

したがって、本問の解答では、①Xが提起すべき訴訟の種類と、②Xが提起する訴訟の被告の2点を書けばよい。

ただし、Xが提起すべき訴訟は、訴訟を提起する目的である「施設の設置を可能とする」を実現するものでなければならぬ点に注意しなければならない。

第2 知識の抽出

1 Xが提起すべき訴訟について

(1) 訴訟の選択

Xは、Y県知事のした産業廃棄物処理施設の設置許可の申請を拒否する処分を不服としている。これに対応する訴訟は、行政事件訴訟法にある「抗告訴訟」である（行訴3 I）。

したがって、Xは、「抗告訴訟」の中から提起すべき訴訟を選べばよいことがわかる。

では、Xは、「抗告訴訟」の中から何を選べばよいのか。「抗告訴訟」には、処分の取消しの訴え（行訴3 II）、裁決の取消しの訴え（同条III）、無効等確認の訴え（同条IV）、不作為の違法確認の訴え（同条V）、義務付けの訴え（同条VI）、差止めの訴え（同条VII）がある。

(2) 選ぶべき抗告訴訟の検討

① 処分の取消しの訴え（行訴3 II）

本問の事案で、Xは申請拒否処分をされている。そのため、この処分について取消訴訟を提起することが考えられる。

しかし、本問の事案においてXが訴訟を提起する目的は、「施設の設置を可能とする」というものである。申請拒否処分の取

消しが認められても、施設の設置が可能となるわけでない。Xが訴訟を提起する目的に照らすと、この訴訟は妥当でない。

したがって、Xは、処分の取消しの訴えを選ぶべきではない。

② 裁決の取消しの訴え（行訴3Ⅲ）

本問の事案では、そもそも「裁決」が存在しない。

したがって、Xは、裁決の取消しの訴えを選ぶべきではない。

③ 無効等確認の訴え（行訴3Ⅳ）

行政事件訴訟法3条4項によれば、無効等確認の訴えは、「処分……の存否またはその効力の有無の確認を求める訴訟」である。申請拒否処分の効力の有無の確認をしても、施設の設置が可能となるわけでない。Xが訴訟を提起する目的に照らすと、この訴訟は妥当でない。

したがって、Xは、無効等確認の訴えを選ぶべきではない。

④ 不作為の違法確認の訴え（行訴3Ⅴ）

本問の事案では、Y県知事は、「申請に対し拒否処分を」している。すなわち、本問の事案において「不作為」を認めることはできない。

したがって、Xは、不作為の違法確認の訴えを選ぶべきではない。

⑤ 義務付けの訴え（行訴3Ⅵ）

行政事件訴訟法3条6項によれば、義務付けの訴えは、「行政庁がその処分……をすべき旨を命ずることを求める訴訟」である。すなわち、義務付けの訴えの場合、原告となるXの主張に理由があるとされれば、裁判所はY県に対し、Xに対し設置許可処分をすべき旨を命ずることとなる。この訴訟であれば、Xが訴訟を提起する目的である「施設の設置を可能とする」を達することができる。

したがって、Xは、義務付けの訴えを選ぶべきである。

⑥ 差止めの訴え（行訴3Ⅶ）

行政事件訴訟法3条7項によれば、差止めの訴えは、「行政庁が一定の処分……をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合」に提起するものである。本問の事案におい

て、Y県知事は、既に「申請に対し拒否処分をした」とあるから、これに該当しない。

したがって、Xは、差止めの訴えを選ぶべきではない。

(3) 結論

以上より、Xは、義務付けの訴え（行訴3 VI）を提起すべきである。具体的には、産業廃棄物処理施設の設置許可の義務付けの訴えである。

2 義務付けの訴えにおける被告について（被告適格の問題）

義務付けの訴えの場合、被告は当該処分をすべき行政庁の所属する国又は公共団体である（行訴11 I ①、38 I）。

本問の事案において、施設の設置許可処分をすべき行政庁は、Y県知事である。Y県知事は、地方公共団体であるY県に所属している。

したがって、Xは、Y県を被告として、義務付けの訴えを提起すべきである。

3 義務付けの訴えを提起するにあたりしなければならないこと

(1) 非申請型義務付け訴訟と申請型義務付け訴訟

義務付けの訴えには、①行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないときに提起するもの（非申請型義務付け訴訟。行訴3 VI①）と、②行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないときに提起するもの（申請型義務付け訴訟。同条同項②）がある。

本問の事案では、Xは、「Y県知事に対して、設置許可を申請」しているので、②に該当する。

したがって、Xが提起する義務付けの訴えは、申請型義務付け訴訟に該当する。

(2) 申請型義務付け訴訟について

申請型義務付け訴訟は、①当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと（不作為型。行訴37の3 I ①）、②当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、

又は無効若しくは不存在であること（拒否処分型。同条同項②）、のいずれかに該当するときに限り提起することができる。

本問の事案では、XはY県知事に対し施設の設置許可申請をし、Y県知事はこの申請に対し拒否処分をしているので、②に該当する。

したがって、Xの提起する義務付けの訴えは、拒否処分型に該当する。

（3）拒否処分型の申請型義務付け訴訟について

拒否処分型の義務付けの訴えを提起する場合、行政事件訴訟法 37 条の 3 第 3 項 2 号によれば、処分に係る取消訴訟又は無効等確認の訴えを併合して提起しなければならない。

本問の事案では、Y県知事のした申請拒否処分につき、重大かつ明白な瑕疵が認められないことから、無効等確認の訴えを併合して提起することは不適切といえる（最判昭 36.3.7 参照）。

したがって、Xの提起する義務付けの訴えは、申請拒否処分の取消しの訴えを併合して提起しなければならない。

第 3 解答の作成

1 本問の解答で書くべきことの整理

（1）誰を被告とすべきか

Y県。

（2）Xが提起すべき訴訟

産業廃棄物処理施設の設置許可の義務付けの訴えと申請拒否処分の取消しの訴えを併合して提起する。

2 解答の下書き

Xは、Y県を被告として、産業廃棄物処理施設の設置許可の義務付けの訴えと申請拒否処分の取消しの訴えを併合して提起すべきである。（62 字）

3 字数の調整

（1）重複した記述・余事記載を削除する

今回は特になし。

（2）文意を変えずに字数を減らす

- ・「義務付けの訴え」を「義務付け訴訟」に、「処分の取消しの訴え」を「処分の取消訴訟」に、「併合して提起」を「併合提起」にする

→Xは、Y県を被告として、産業廃棄物処理施設の設置許可の義務付け訴訟と申請拒否処分 of 取消訴訟を併合提起すべきである。(57字)

(3) 問題文と重複している記述を削除する

・「Xは、」「産業廃棄物処理施設の」を削除する

→Y県を被告として、設置許可の義務付け訴訟と申請拒否処分 of 取消訴訟を併合提起すべきである。(44字)

4 解答

Y県を被告として、設置許可の義務付け訴訟と申請拒否処分 of 取消訴訟を併合提起すべきである。(44字)

解答例

10

15

Y	県	を	被	告	と	し	て	、	拒	否	処	分	の	取
消	訴	訟	と	設	置	許	可	の	義	務	付	け	訴	訟
と	を	併	合	し	て	提	起	す	る	。				

※ 一般財団法人 行政書士試験研究センターより (41 字)

配点の目安

項目	配点	点数
1 Y県を被告とすること	6	
2 拒否処分取消訴訟を提起すること	4	
3 設置許可の義務付け訴訟を提起すること	4	
4 上記2と3を併合して提起すること	6	
合計点	20	